

## 朝霞市教育委員会規程第1号

### 朝霞市教育委員会文書規程の一部を改正する規程

朝霞市教育委員会文書規程（平成3年朝霞市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「登録」を削り、同項第4号中「文書管理台帳」の次に「等」を加える。

第3条第1号を削り、同条第2号中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号を同条第2号とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。